

平成 27 年 5 月 7 日

株式会社日本証券クリアリング機構 御中

一般社団法人全国銀行協会

「金利スワップ取引における取引毎コンプレッション制度の導入等に係る制度要綱」に対する意見の提出について

平成 27 年 4 月 7 日（火）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

日本証券クリアリング機構「金利スワップ取引における取引毎コンプレッション制度の導入等に係る制度要綱」に対する意見

項番	該当項目 (頁数、項番)	コメント	理由等
1	1頁「1. 制度趣旨」	<p>現行の任意解約制度が廃止されるとのことだが、特定の取引をクローズしたい時の事務手順について、解約清算金の認識方法を含めて示していただきたい(取引毎コンプレッションの実施要件を満たさない場合、個別の解約が出来なくなると困るので確認したい)。</p> <p>コンプレッションを目的としない債務負担済取引の解約のフローはどのようになるのか(債務負担済取引を解約させるには、原取引の反対取引を実施し、新たな債務負担済取引を1件成立させることで、相殺させるものとの理解でよいか)。</p> <p>原取引の相手方の同意が不要とあるが、当該債務負担済取引の解約に係る清算金の算出はどのように行うのか(債務負担済取引の解約に係る清算金は、相殺させる目的で実施する新たな債務負担済取引に係るアップフロントフィーとの理解でよいか)。</p>	<p>対顧客取引のカバー分については、顧客との取引が解約になる場合、同時に当該取引の個別解約の必要が生じる。また、この場合は、顧客に清算金の負担を求める必要があるため、カバー取引の解約清算金を取引ごとに把握できるようにしていただく必要がある。</p> <p>債務負担済取引の解約フロー明確化のため。</p> <p>解約時にかかる清算金について明確化するため。</p>
2	1頁「2. 取引毎コンプレッション制度の導入」、2頁「3. 一括コンプレッション処理の見直し」	「満期到来前に解約した債務負担済取引及び新たに成立した債務負担済取引のMarkitWire への反映は行わない」ことについて、受託清算参加者を經由して日本証券クリアリング機構から届く該当取引のデータの送信方法・タイミングを教示いただきたい。	現在、清算集中取引の事務フローにMarkitWireが組み込まれており、当該システムを利用して当日約定件数の確認作業等を行っている。取引データがMarkitWireを經由しない場合の業務フローについて検討を行う必要があるため、データの内容およびタイミングを確認したい。
3	別紙2 (取引ID6・ID7)	同一サイド(同一経済条件)の2取引を1取引とするコンプレッションであると認識しているが、その効果としてどのようなことがあるのか。	コンプレッションの効果が不明であるため。